

国際法曹協会 (IBA) 年次大会 (ダブリン) 報告

国際委員会副委員長 樋口 一磨 (56 期)

1 大会概要

2012年9月30日から1週間にわたり、世界最大の法曹団体である国際法曹協会 (International Bar Association: IBA) の年次大会が、アイルランドの首都ダブリンにて開催された。参加者は毎年増加傾向にあり、今回は過去最大の5000人超の弁護士が世界中から集まった。

2014年の年次大会が東京で開催されることに備え、日弁連は本年度から東京大会準備プロジェクトチームを立ち上げており、本大会でも、その活動の一環としてイベントが企画され、また日本からの参加者数も約50名と過去最大となった。

以下、主にセッションの様子について報告するが、その他にも、多くの交流イベントや、オフィサーを務めている委員会の会議等に参加した。

2 セレモニー

オープニングセレモニーは、昨年度から日本人として初めてIBAの会長となった川村明弁護士 (第二東京弁護士会) の挨拶で始まった。基調講演は、ノーベル経済学賞受賞者のJoseph E. Stiglitz教授により、米国及び近年の欧州に端を発する世界的金融危機についての概説がなされた。アイルランド首相からも歓迎の挨拶がなされた後、アイリッシュ音楽とダンスが流れる会場でパーティが開かれ、親睦を深めた。

3 ローファーム訪問

アイルランドの大手と中堅のローファーム3か所を訪問



右から2人目が筆者

した。大手は数百名の弁護士を抱えている。アイルランドの人口は500万人程度であるが、欧州の玄関口として、米国の有力企業等が欧州本部を置いていることから経済活動は活発であり、それに伴いリーガルサービスの需要も高いとのことである。

4 弁護士業務に関するセッション

デンマーク各弁護士会が共催したセッションでは、ローファームを格付けする民間団体の有用性や問題点について議論がなされた。欧米では、ローファームにとって、有力な格付け団体から上位の格付けを得ることが重要なマーケティングとなっている一方、その透明性や公平性、規制の要否等について様々な問題点が提起されているとのことであり、競争状態や文化の違いを感じた。

弁護士報酬の合理性に関するセッションでは、クライアントの弁護士に対する不満の第一位が報酬に関するものと

の統計から、いかに双方にとって納得感が得られる報酬制度を作るか、について議論がなされた。タイムチャージは非効率的な作業を助長しているとの指摘や、短時間であっても価値のある仕事を適切に評価するための意見交換がなされた。

リーガルサービスにおける Alternative Business Structures (代替的ビジネス体制) に関するセッションでは、本当に弁護士や法律事務所によって提供されなければならないサービスは何かについて、法律業務に関する各国の規制を踏まえつつ、根本に立ち返る議論がなされた。

5 実務的なセッション

上記の他、実務的なセッションとしては、BRICsの現状、国際フランチャイズ契約におけるマスターフランチャイジーのコントロール、大型有形資産の売買、M&Aにおける複雑な条項、契約における取引専門弁護士と訴訟専門弁護士の視点の違い等をテーマとするセッションに参加した。第一線で活躍する各国の弁護士が、それぞれの法制度の下、具体的な場面における実地的な対応についてレベルの高い議論が交わされ、国際的なスタンダードを知る上で大変有意義であった。

第 27 回 東京弁護士会人権賞

原田正純氏(故人)、無実のゴビンダさんを支える会、小野寺利孝氏の2個人1団体に決定

東京弁護士会人権賞選考委員会(委員長 西立野園子氏)は、2012年度の東弁人権賞に2個人と1団体を決定し、12月13日に司法記者クラブで発表した。授賞式は2013年1月10日の東京弁護士会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

◎故・原田 正純氏(2012年6月11日 逝去)

1961年以来、水俣に居住して水俣病研究の第一人者として、半世紀を超える研究に当たり、有機水銀が胎盤を通じて子どもに伝わる胎児性水俣病を突き止めた。不知火海一帯を歩いて診察して回り、被害の広がりやの解明に尽力するとともに、2010年の秋にも大検診を提唱して水俣病の公式確認から50年以上も経過した現在でもいまだに多くの被害者がいることを世の中に訴えた。水

俣病の裁判では、一貫して被害者の立場に寄り添って証言をし続けた。

熊本大学助教授、熊本学園大学教授として、水俣病の歴史から学際的に教訓を学ぶ「水俣学」を開講し、カナダやブラジルなど世界の水銀汚染の調査経験を踏まえ、2006年に熊本学園大学で国際フォーラムを開催した。

また、水俣病の他にも、1963年に発生した三井三池炭鉱の炭塵爆発事故では、一酸化炭素中毒患者を40年間追跡し、「後遺症はほぼない」とする通説の誤りを正した。食品公害のカネミ油症でも、長崎県五島市などで被害調査をして、患者救済に向けた世論喚起を行った。ベトナム戦争で散布された枯葉剤被害の日越共同研究の代表を務め、88～89年に地元の医師らと7400名以上の住民健康調査を行い、被害を明らかにした。

福島第一原発事故について、水銀が食物連鎖を通して濃縮された水俣病や原爆症、ベトナム戦争における枯葉剤などの教訓を生かすべきだと発言し、継続的な被害調査の重要性を強調した。

このように、大学での研究のみならず、水俣病をはじめ炭鉱事故の一酸化炭素中毒、カネミ油症、さらにはベトナムの枯葉剤など国内外での被害調査を行い、その実践の中から被害実態を明らかにして、論文や裁判における証言などを通じて、公害被害の救済を世に訴え続けた。

◎無実のゴビンダさんを支える会

支える会は、2001年3月に、東京電力女性社員殺人事件被告人のゴビンダ氏を冤罪から救うために結成された。2003年10月の上告棄却まで、東京拘置所収監中のゴビンダさんに多くの支援者が交代で毎週3回の面会を行った。2005年5月から支援者1名が、横浜刑務所で無期刑に服するゴビンダさんの身元引受人に認められ、定期的な面会ができるようになった。その後、2006年5月「受刑者処遇法」により一時的に、一般面会による支援者面会が許可されたが、2008年11月から再び制限が強化された。以来、身元引受人1名と「支える会」代表1名により、月3～4回程度の面会で励まし続けてきた。

ゴビンダ氏が冤罪であることを広く知らしめるため、『ゴビンダ通信』の年4～5回発行や勉強会・支援集会の開催を行った。また、ネパール語の新聞と雑誌の差入れや裁判資料などの翻訳などのサポートを行った。

2005年3月24日の再審請求から2012年6月7日の開始決定まで、東京高等裁判所第四刑事部に、合計22回の要請を行い、個人5万6485筆、団体642筆の署名を提出した。ゴビンダさんの家族も来日時には要請に同行した。2006年に「再審チーム」を結成し、裁判資料検討会や再審弁護団との会合を行った。2007年から事件現場であるアパートを1年間、賃借し、現場検証など

を行った。

法務省矯正局および横浜刑務所当局に対して、外国人であること、再審請求を行うことなどの事情を説明し、主に外部交通や医療についての処遇改善を要請した。

ゴビンダ氏の無実を訴え続けた支える会の熱心な活動が、ゴビンダ氏とその弁護団を支え、再審無罪判決という成果に結びついた。その功績は、我が国の刑事司法において大きな役割を果たしたと言える。

◎小野寺 利孝氏

小野寺利孝氏は弁護士として次のような活動を行ってきた。

「訴訟の政策形成機能」ないし「政策形成訴訟」の用語は、1990年代ころから用いられているが、訴訟活動を介して公共政策（政策転換）を実現してきた訴訟類型はそれ以前から「現代型訴訟」と呼ばれてきた。人権擁護活動は、新人弁護士時代から一貫してこうした政策形成訴訟を実践し、推進してきたものといえる。その、主なものに①どぶ川裁判による河川の安全性強化②各種じん肺訴訟による粉じん職場の安全性強化③中国残留孤児裁判による支援法改正等がある。なお、こうした業績評価の下で、2010年度厚生労働省管轄の「事業仕分け」における座長にも就任した。

また長年にわたり、法律家団体や各種集団訴訟弁護団等における人権活動を通して、若手弁護士を育成してきた。これらの活動をとおして、後輩弁護士は、学び、影響を受け、弱者のための人権活動をめざした活動を続けている。

さらに、次世代の社会を担う子どもたちに対して人権を啓発する出版物も多数編集をし、常に人権と平和を見据え、安全・安心な未来社会を追求してきたと言える。さらに市民運動へ積極的に参画し、弁護士集団以外の人々とも連帯して、平和運動等を行ってきた。